

(小中学校の家庭連絡用)

新型コロナウイルス感染症にかかわる学校の対応について

多治見市教育委員会

- ◆ **本人に、以下の症状が一つでもある場合は、学校に連絡の上、無理をせず、自宅で休養してください。できる限り医師の診断を受けてください。また、同居家族の方に以下の症状が一つでもある場合も、学校に連絡の上、登校を控えてください。(出席停止扱い)ただし、下記症状が基礎疾患に起因すると医師が判断した場合は登校可能です。**

【症状】微熱(普段よりも高い熱)、高熱(目安 37.5 度前後よりも高い)、咳、のどの痛みやくしゃみ等の風邪症状(その他の風邪症状)、味やにおいを感じない、強いだるさ、息苦しさ、下痢、頭痛

- ◆ 以下の事案が発生した場合は、学校へ速やかに連絡をお願いします。

児童生徒 又は 同居家族	が	・新型コロナウイルスに感染した場合 ・濃厚接触者に特定された場合 ・PCR検査を受ける場合
--------------------	---	---

連絡先：市之倉小学校(22-3702)、緊急携帯電話(070-3116-8293)

○児童生徒本人がPCR検査を受ける、または、自宅待機要請者となった場合

- (1) 濃厚接触者として受ける場合・・・結果が判明するまで、出席停止とします。
 - ①陰性の場合・・・保健所に指示された期間は出席停止とします。
 - ②陽性の場合・・・保健所または医療機関の指示に従って対応してください。
- (2) 発熱等で医師の指示により受ける場合・・・結果が判明するまで、出席停止とします。
 - ①陰性の場合・・・症状が回復するまで出席停止とします。
 - ②陽性の場合・・・保健所または医療機関の指示に従って対応してください。
- (3) 念のため受ける場合・・・結果が判明するまで、出席停止とします。
 - ①陰性の場合・・・判明後、通常登校できます。
 - ②陽性の場合・・・保健所または医療機関の指示に従って対応してください。
- (4) 自宅待機要請者となった場合
※陽性者との最終接触日翌日から**5日間**の出席停止とします。
※発熱等の症状が出た場合は、医師の診断を受けてください。学校への報告もお願いします。

自宅待機要請者とは保健所ひっ迫時、集団PCR検査の対応ができない場合に、学校が自宅待機を要請した児童生徒(感染の可能性が高い児童生徒)

○同居家族に感染や感染の疑いがある場合

- (1) 同居家族が感染者となった場合
・保健所等の指示により指定された期間は出席停止とします。
- (2) 同居家族がPCR検査などのウイルス検査を受ける場合
 - ①症状がある場合・・・結果が判明するまでは自宅待機(出席停止)とします。
 - ②症状がない場合・・・家庭内で接触が制限【★印参照】されていれば出席可能とします。
- (3) 同居家族が以下の3つに指定された場合
 - ①濃厚接触者と指定
 - ②事業所から自宅待機を指示
 - ③学校から自宅待機要請者と指定・指定された同居家族との接触が制限【★印参照】され、かつ、症状がない場合は出席可能とします。
- (4) 発熱等の症状がある場合
・症状がなくなるまで出席停止とします。ただし、症状が基礎疾患に起因する場合は出席可能です。

○通っている学校の児童生徒や職員のPCR検査で陽性反応が出た場合

- 陽性判明後、学校は、接触の制限【★印参照】の有無により、自宅待機要請者の特定をします。
- 陽性者、未受診・未検査の有症状者、自宅待機要請者の合計が学級のおよそ20%以上となった場合は、3～5日程度の学級閉鎖とします。※陰性が判明した有症状者は含めません。
- 臨時休業の間、関係施設の消毒作業を行います。
- 感染状況によっては学年閉鎖や臨時休校とします。
- 閉鎖の解除は閉鎖中の健康観察の様子をみて判断します。

★接触の制限 ①1m以内の距離で互いにマスクなしで会話をしたかどうか(時間の長さは問いません)
②向かい合って一緒に飲食をしたかどうか(マスクを外して近距離で接触、屋内外を問いません)